

官報

号外

平成二十八年十二月十五日

○第百九十二回 衆議院會議録 第十九号

平成二十八年十二月十五日(木曜日)

議事日程 第十七号

平成二十八年十二月十五日

午前零時十分開議

第一 安倍内閣不信任決議案(枝野幸男君外三名提出)
(前会の続)

第二 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(本院提出、参議院回付)

(請願日程は本号末尾に掲載)

○本日の会議に付した案件

日程第一 安倍内閣不信任決議案(枝野幸男君外三名提出)
(前会の続)

日程第二 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(本院提出、参議院回付)

請願日程 ウイルス性肝硬変・肝がん患者の療養支援 B型肝炎ウイルス排除治療薬等の研究・開発促進、肝炎ウイルス検診の推進に関する請願外七十四請願

国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会を除く災害対策特別委員会外八特別委員会において、各委員会から申出のあった案件について閉会中審査するの件(議長発議)

午前零時十二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 安倍内閣不信任決議案(枝野幸男君外三名提出)
(前会の続)

○議長(大島理森君) 日程第一、安倍内閣不信任決議案を議題とし、前会の議事を継続いたします。討論を継続いたします。穀田恵二君。

(穀田恵二君登壇)

○穀田恵二君 私は、日本共産党を代表して、安倍内閣不信任決議案に賛成の討論を行います。(拍手)

第一に、今国会における安倍政権の強権的な国会運営は断じて容認できません。

今国会冒頭から政府・与党による強行採決発言が相次ぎ、その言葉どおりに、TPP協定と関連法案、年金カット法案、カジノ解禁推進法案などの強行採決が次々に行われました。いずれも国民生活にかかわる重要法案であり、世論調査では反対が多数であります。多くの国民が不安や疑問を抱き、慎重な審議を求めているにもかかわらず、何時間審議しても同じだと採決を強行し、国会と国民をないがしろにした安倍政権の責任は極めて重大であります。

そもそも国会審議とは何か。法案の内容、何をどう変えるのか、国民の生活や権利がどうなるのか、法案の全容を国民に明らかにするのが国会審議の責務であります。そのためには、審議内容を国民に明らかにし、資料を公開し、関係者や専門家、学識経験者などの意見を公聴会や参考人質疑を通じて審議に反映し、内容を深めていく努力が不可欠です。幾ら国会で多数議席を占めていても、それは個々の法案について国民から白紙委任を得たものでは決してありません。国民が納得できる徹底審議によって政治を進めるのが議会制民主主義ではありませんか。

ところが、今国会、安倍総理が最優先課題と位置づけたTPPの審議はどうですか。TPPは関税撤廃を原則としており、農産物重要五項目を守るという国会決議に反し、日本の農林水産業に壊滅的打撃を与え、地域経済、地域社会を壊すものです。また、非関税障壁の撤廃と称して、食の安全や医療、医薬品分野、保険、共済事業など、あらゆる分野で仕組みが変えられ、国民の命と健康、暮らし、雇用が脅かされます。さらに、ISDS条項によって国の主権が侵害されるのであります。

こうした多国籍企業の利益を優先し国民生活を壊すTPPに対する国民の疑問や不安に、政府はまともに応えなかったではありませんか。米国のトランプ次期大統領がTPP離脱を正式に表明し、TPPの発効が事実上不可能となりました。国民世論が慎重な対応を求めたのは当然です。

にもかかわらず、安倍総理は、会期延長によってTPP承認を押し通し、TPP並みのレベルの高いルールをいつでも締結する用意があるという日本の国家意思を示すと強弁しました。これは、今後の日米二国間協議などの場でアメリカから一層の譲歩を迫られ、国民生活と日本経済に深刻な打撃をもたらすものであり、売国の政治と言わなければなりません。

年金法案は、物価・賃金スライドとマクロ経済スライドの見直しによって際限なく年金が削減される、まさに年金カット法案であります。政府は将来世代の給付確保のためだと言いましたが、現役世代も将来の年金水準は低下し、若い世代ほど削減されるのであります。

ところが、高齢者の生活を圧迫し、若者の将来不安を拡大する年金カット法案は、衆院厚労委員会わずか十九時間の審議で強行採決しました。参考人質疑を行ったその日に強行採決したことは、国民の声をかき消す安倍政権の強権姿勢を示すものにほかなりません。

カジノ解禁推進法案に至っては、延長国会になつて審議入りを強行し、衆院内閣委員会でも六時間も満たない審議で採決を強行しました。

カジノ、賭博場を解禁するという刑法原則にかかわるこの法案は、自民、維新による議員立法の形をとりながら、実際には安倍政権の成長戦略に位置づけられていました。つまり、官邸の肝いりで進めながら、政府が責任ある答弁はしないという無責任きわまりないものであります。

国会法や規則、先例に基づく運営ルールさえ踏み破る強行採決は、国会の歴史に重大な汚点を残すものであり、必ずや国民の厳しい審判を受けざるを得ないことを厳しく指摘するものであります。

第二に、立憲主義を破壊し、憲法を無視する暴走政治を進める安倍政権の政治姿勢であります。安倍政権は、昨年九月十九日、多くの国民の反対の声を押し切つて、安保法制、戦争法を強行成立させました。

我が国が攻撃を受けてもいないのに日本が武力行使できるなどという法律は、戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認を明記した憲法九条に違反することは明白ではありませんか。にもかかわらず、存立危機事態などと称して、集団的自衛権を容認

し海外派兵を可能とすることは到底認められませんが、

そもそも、歴代政府が国会における論戦で積み重ねてきた、海外派兵はできない、集団的自衛権の行使はできないという政府見解は、一内閣で覆せるものではありません。いかに選挙で多数を得た政府であっても、その権力行使は憲法の範囲内に限られるという立憲主義を破壊する暴挙に広範な国民が声を上げ、憲法の平和主義を踏みにじった違憲立法に反対する運動が大きく発展したのは当然であります。

ところが、この声に耳を傾けるどころか、安倍政権は、安保法制、戦争法の本格的な実施への暴走を開始しました。

南スーダンPKOに派兵されている自衛隊に駆けつけ警護などの新任務を付与し、この任務遂行のための武器使用の権限を与えました。内戦が深刻化する南スーダンで自衛隊の任務を拡大するなら、最初の殺し、殺されるケースになりかねない危険があります。さらに重大なことは、南スーダン政府軍によって国連への攻撃が継続していることです。駆けつけ警護を行うなら、自衛隊が政府軍と交戦するという、憲法が禁止した武力行使に陥る危険があります。

自衛隊の新任務付与を直ちにやめ、南スーダンから速やかに撤退し、日本の貢献は非軍事の人道民生支援に切りかえるべきであります。

安倍総理が自民党の憲法改正草案を改憲のベースと位置づけ、改憲への動きを強めていることも重大です。

自民党の改憲草案は、国民に国防義務を課し、九条を変えて国防軍を明記して集団的自衛権の全面行使に踏み切り、九十七条を全文削除するな

ど、基本的人権の尊重や国民主権という基本的価値を否定するものであり、断固として許されるものではありません。

昨日、沖縄で米軍普天間基地所属のオスプレイが墜落事故を起こしました。多くの県民の反対の声を無視して配備を強行した日米政府の責任は極めて重大です。しかも、住民に被害を与えなかったことは感謝されるべきだという米軍司令官の発言は言語道断ではありませんか。

全てのオスプレイの全面撤去と、新たな配備計画の撤回、米軍北部訓練場におけるオスプレイパッド建設を即刻中止、撤去することを強く求めるのであります。

沖縄に負担軽減の名で新たな基地強化を押しつけることがそもそも間違ひなのであります。辺野古新基地建設をやめ、危険な普天間基地は直ちに閉鎖し、無条件撤去することを強く要求するものであります。

第三に、この三年半の安倍政権の経済政策、アベノミクスの行き詰まりと破綻であります。

安倍総理は、世界で一番企業を活躍しやすい国を目指すと言明し、まず大企業を応援し、大企業も上げを上げれば、いずれは家計に回ってくると言いつつ続けてきました。しかし、現実には、大企業は三年連続で史上最高の利益を上げましたが、労働者の実賃は三年のうちに年額で十七万五千円も減り、家計消費は実賃十四カ月連続でマイナスとなつていてはなりません。

このもとで、格差と貧困が一層拡大し、社会と経済の危機を深刻にしています。

労働者の平均賃金は、一九九七年をピークに、年収で何と五十五万六千円も減少し、所得階層で見ても、増加しているのは年収二千万円以上のご

く一部の高額所得者などであり、非正規雇用労働者の増大によって、低賃金労働者がふえていくのであります。

貧困が広がり、子供の貧困率は一六・三％となり、貧困の連鎖が深刻な社会問題となつています。働きながら生活保護水準以下の収入しかないワーキングプア世帯は、就業世帯の九・七％にも上つているのであります。

ところが、安倍内閣は、格差と貧困に一層の拍車をかけようとしています。今国会で強行した年金削減にとどまらず、社会保障費の自然増削減路線のもと、医療費負担増、介護サービス取り上げ、生活保護切り下げなど、国民生活破壊に次々と手をつけようとしています。

もはや、安倍総理に日本経済のかじ取りを任せざるわけにはいかないのであります。

今、求められているのは、格差と貧困を正すための改革です。そのためには、消費税一〇％増税をきっぱり断念し、富裕層と大企業への優遇税制を正し、応分の負担を求める、消費税に頼らない別の道へ転換することであり、経済政策を財界、大企業応援から国民の暮らし優先へと切りかえるべきです。

軍拡や大型開発中心の予算にメスを入れ、社会保障、教育、子育て支援など、格差と貧困の是正につながる予算をふやすことが必要です。

また、残業代ゼロ法案を撤回し、残業時間の法的規制、インタバル規制によって、過労死を生み出す長時間過密労働を解消する、真の働き方改革が必要です。

さらに重大なことは、安倍政権が原発を重要なベースロード電源と位置づけ、将来にわたって推進することを決め、原発再稼働を進めていること

です。

東京電力福島第一原発事故から六年近くが経過しても、なお八万六千人もの人々が避難生活を強いられ、政府が進める避難指示解除と賠償の打ち切りが被害者に新たな苦しみ押しつけており、原発再稼働のために福島を切り捨てる政治に対する深い怒りが広がっています。破綻した原発再稼働路線を中止し、原発ゼロの日本に踏み出すことこそ求められています。

最後に、私が訴えたいのは、安倍政権の暴走政治をどうしてストップするかであります。

昨年、安保法制反対に立ち上がった市民の運動は、主権者は私だ、野党は共闘と声を上げ、憲法違反、立憲主義破壊の安倍暴走政治を打倒し、立憲野党の連合政権をつくる動きに発展してきました。

これに答え、野党四党は、五月十九日の党首会談で、戦争法、安保法制の廃止、立憲主義の回復、アベノミクスによる格差と貧困の拡大を是正する、TPP、沖縄問題などで国民の声に耳を傾けない強権政治を変える、憲法改悪を許さないという四点で一致して、参議院選挙において一人区の野党統一候補を実現し、続いて総選挙での野党共闘を加速化させる協議を進めています。

今こそ、立憲主義、民主主義、平和主義を貫く新しい政治、全ての国民の個人の尊厳を擁護する新しい政治を切り開くべきであります。そのため、野党と市民の共闘をさらに大きく発展させ、安倍政権を打倒し、自民党政治を終わらせ、野党連合政権をつくることを強く訴えるものであります。

以上、安倍内閣不信任決議に賛成の討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 河野正美君。

〔河野正美君登壇〕

○河野正美君 日本維新の会の河野正美です。

ただいま議題となりました内閣不信任決議案に反対の趣旨で討論をさせていただきます。(拍手)
昨日、参議院議院運営委員会理事会において、年金制度改革関連法案とIR法案について、本日の参議院本会議で採決することを与野党が合意いたしました。両法案とも、民進党は共産党とともに廃案に持ち込むと言っていたはずですが、急転直下の合意となりました。

両法案に賛成した我が党としては歓迎すべきことですが、終盤国会での最重要課題について、採決で合意しながら、なぜ今、民進党や共産党が内閣不信任案を提出するのか、全く理解できません。

本不信任案は、振り上げた拳をおろせなくなつたために、苦し紛れで出されたものではないでしょうか。国民無視の、永田町の中の言いわけにしかならないパフォーマンスには断固反対であります。

そもそも、年金改革法案もIR法案も、民進党が反対すること自体、理解に苦しみます。

年金改革法案は、民主党政権当時、スライド制が一度も実施されなかったことで世代間格差が大きく広がってしまったために、必要な改正を行うものであります。自分たちが政権をとっていた時代の無為無策のために必要となつた法案について、対案もなしに反対を言い募る姿勢に国民の理解は得られないでしょう。

また、厚生労働委員会における審議では、前日夕刻を過ぎてから開会が決まることもたび重なり、多くの国家公務員に残業を強いてきました。

このような国会審議のあり方も看過できるものではありません。

重ねて問題なのは、民進党のIR法案への姿勢であります。

民進党はこの法案について、今国会での議論が拙速だと批判をしてこられました。しかし、IRに関する議論は、もう何年も続いてきました。

超党派のIR議論が結成されたのは二〇一〇年四月であり、同年五月には、国土交通省成長戦略会議の報告書に、新しい観光アイテムとしてIRを検討することが示されました。そして、二〇一一年一月には、行政刷新会議において、民間事業者によるカジノ運営について、関係府省の連携のもと、できるだけ早く具体的な検討を開始する必要があるとの案が出されました。

しかも、以上の動きは、いずれも民主党政権当分のことであります。

行政刷新会議でカジノ運営をできるだけ早く検討するよう打ち出した当時の行政刷新担当大臣は、現在の民進党代表、蓮舫議員であります。

審議の拙速云々という議論以前に、民進党にも、蓮舫民進党代表にも、そもそもIR法案に反対する資格などあるのでしょうか。

ちなみに、日本維新の会の設立は二〇一二年九月であり、当時はまだ存在していません。我が党は、当時の経緯がどうであれ、我が国の将来のために、この法案に賛成をいたしております。

ギャンブル依存症対策については、参議院における修正によつてIR法案に盛り込まれました。附帯決議では、カジノ以外のギャンブルが原因となる依存症についても、包括的な取り組みを構築、強化すべきこととされております。

今、既に、遊技とされるパチンコなどによつて、依存症に苦しむ人や家族が数多くいらつしています。依存症対策に向けた立法と予算措置を行うための大きな契機となる本法案について、民進党や共産党がギャンブル依存症への懸念を理由に反対し、内閣不信任案まで提出するのは、やはり理解に苦しみます。加えて言えば、議員立法であるIR法案の扱いについて内閣不信任案提出ということも筋が通いません。

なお、我が党の足立康史議員に対し、民進党は今国会において四回目の懲罰動議を衆議院に提出されました。

足立議員が質問に立つた総務委員会でも外務委員会でも、民進党の筆頭理事を含め、理事会が問題なしと判断しているにもかかわらず、議員にとつて極めて重大な意味を持つ懲罰動議を提出したことは報告に当たり、暴挙であります。

民進党のたび重なるレッテル張り、揚げ足取りに抗議するとともに、同党提出の無意味な内閣不信任案に断固反対することを申し上げ、討論いたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)
○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います。
本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。
氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕
〔各員投票〕

○議長(大島理森君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。――議場閉鎖。
投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長(大島理森君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕
投票総数 四百六十一
可とする者(白票) 百十九
否とする者(青票) 三百四十二

○議長(大島理森君) 右の結果、安倍内閣不信任決議案は否決されました。(拍手)

枝野幸男君外三名提出安倍内閣不信任決議案を可とする議員の氏名

安住 淳君	阿部 知子君
青柳陽一郎君	赤松 広隆君
荒井 聰君	井坂 信彦君
井出 庸生君	石関 貴史君
泉 健太君	今井 雅人君
江田 憲司君	枝野 幸男君
小川 淳也君	小熊 慎司君
緒方林太郎君	大串 博志君
大島 敦君	大西 健介君
大島 章宏君	太田 和美君
逢坂 誠二君	岡田 克也君
岡本 充功君	奥野総一郎君
落合 貴之君	柿沢 未途君
金子 恵美君	神山 洋介君
菅 直人君	木内 孝胤君
吉良 州司君	黄川田 徹君
岸本 周平君	北神 圭朗君
黒岩 宇洋君	玄葉光一郎君
小宮山泰子君	小山 展弘君
後藤 祐一君	那 和子君

近藤 昭一君	近藤 洋介君	田村 貴昭君	高橋千鶴子君	小里 泰弘君	小田原 潔君	高村 正彦君	國場幸之助君
佐々木隆博君	坂本祐之輔君	畑野 君枝君	島山 和也君	小野寺五典君	小淵 優子君	今野 智博君	左藤 章君
重徳 和彦君	階 猛君	藤野 保史君	堀内 照文君	尾身 朝子君	越智 隆雄君	佐々木 紀君	佐田玄一郎君
篠原 豪君	篠原 孝君	真島 省三君	宮本 岳志君	大岡 敏孝君	大串 正樹君	佐藤 勉君	佐藤ゆかり君
鈴木 克昌君	鈴木 義弘君	宮本 徹君	本村 伸子君	大隈 和英君	大塚 高司君	齋藤 健君	斎藤 洋明君
田島 一成君	田嶋 要君	玉城デニー君	照屋 寛徳君	大塚 拓君	大西 英男君	坂井 学君	坂本 哲志君
高井 崇志君	高木 義明君	吉川 元君	上西小百合君	大西 宏幸君	大野敬太郎君	櫻田 義孝君	笹川 博義君
武正 公一君	玉木雄一郎君	川端 達夫君		大見 正君	岡下 昌平君	塩崎 恭久君	塩谷 立君
津村 啓介君	辻元 清美君	否とする議員の氏名		奥野 信亮君	鬼木 誠君	柴山 昌彦君	島田 佳和君
寺田 学君	中川 正春君	あかま二郎君	あべ 俊子君	加藤 鮎子君	加藤 勝信君	下村 博文君	白須賀貴樹君
中島 克仁君	中根 康浩君	安倍 晋三君	逢沢 一郎君	加藤 寛治君	梶山 弘志君	新谷 正義君	菅 義偉君
長島 昭久君	長妻 昭君	青山 周平君	赤枝 恒雄君	勝沼 栄明君	勝俣 孝明君	菅原 一秀君	助田 重義君
野田 佳彦君	初鹿 明博君	赤澤 亮正君	秋葉 賢也君	門 博文君	門山 宏哲君	鈴木 俊一君	鈴木 淳司君
伴野 豊君	平野 博文君	秋元 司君	秋本 真利君	金子 一義君	金子万寿夫君	鈴木 貴子君	鈴木 憲和君
福島 伸享君	福田 昭夫君	浅尾慶一郎君	麻生 太郎君	金子めぐみ君	金子 恭之君	鈴木 隼人君	瀬戸 隆一君
古川 元久君	古本伸一郎君	穴見 陽一君	甘利 明君	金田 勝年君	上川 陽子君	関 芳弘君	園田 博之君
細野 豪志君	馬淵 澄夫君	安藤 裕君	井野 俊郎君	神谷 昇君	神山 佐市君	蘭浦健太郎君	田所 嘉徳君
前原 誠司君	牧 義夫君	井上 信治君	井上 貴博君	龜岡 偉民君	鴨下 一郎君	田中 和徳君	田中 英之君
升田世喜男君	松木けんこう君	井林 辰憲君	伊東 良孝君	川崎 二郎君	河井 克行君	田中 良生君	田野瀬太道君
松田 直久君	松野 頼久君	伊藤 信太郎君	伊藤 忠彦君	河村 建夫君	神田 憲次君	田畑 毅君	田畑 裕明君
松原 仁君	水戸 将史君	伊藤 達也君	伊吹 文明君	菅家 一郎君	木内 均君	田村 憲久君	平 将明君
宮崎 岳志君	村岡 敏英君	池田 道孝君	池田 佳隆君	木原 誠二君	木原 稔君	高市 早苗君	高木 毅君
本村賢太郎君	山尾志桜里君	石川 昭政君	石崎 徹君	木村 太郎君	木村 弥生君	高木 宏壽君	高鳥 修一君
山井 和則君	柚木 道義君	石田 真敏君	石破 茂君	城内 実君	黄川田仁志君	高橋ひなこ君	竹下 亘君
横路 孝弘君	横山 博幸君	石原 伸晃君	石原 宏高君	岸 信夫君	岸田 文雄君	竹本 直一君	武井 俊輔君
笠 浩史君	鷺尾英一郎君	稲田 朋美君	今枝宗一郎君	北川 知克君	北村 茂男君	武田 良太君	武部 新君
渡辺 周君	赤嶺 政賢君	今津 寛君	今村 雅弘君	北村 誠吾君	工藤 彰三君	武村 展英君	橘 慶一郎君
池内さおり君	梅村さえこ君	岩田 和親君	岩屋 毅君	熊田 裕通君	小泉進次郎君	棚橋 泰文君	谷 公一君
大平 喜信君	笠井 亮君	うえの賢二郎君	江崎 鐵磨君	小島 敏文君	小林 鷹之君	谷川 とむ君	谷 弥一君
穀田 恵二君	斉藤 和子君	江渡 聡徳君	江藤 拓君	小林 史明君	小松 裕君	津島 淳君	辻 清人君
志位 和夫君	清水 忠史君	衛藤征士郎君	遠藤 利明君	古賀 篤君	後藤 茂之君	土屋 品子君	土屋 正忠君
塩川 鉄也君	島津 幸広君	小倉 将信君	小此木八郎君	後藤田正純君	河野 太郎君	寺田 稔君	とかしきなおみ君

土井 亨君	富樫 博之君
渡海紀三朗君	富岡 勉君
豊田真由子君	中川 俊直君
中川 郁子君	中谷 元君
中谷 真一君	中根 一幸君
中村 裕之君	中山 展宏君
中山 泰秀君	永岡 桂子君
長尾 敬君	長坂 康正君
長島 忠美君	二階 俊博君
丹羽 秀樹君	丹羽 雄哉君
西川 公也君	西村 明宏君
西村 康稔君	西銘恒三郎君
額賀福志郎君	根本 匠君
根本 幸典君	野田 聖子君
野田 毅君	野中 厚君
葉梨 康弘君	萩生田光一君
橋本 岳君	橋本 英教君
馳 浩君	鳩山 二郎君
浜田 靖一君	林 幹雄君
原田 憲治君	原田 義昭君
比嘉奈津美君	平井たぐや君
平口 洋君	平沢 勝栄君
ふくだ峰之君	福田 達夫君
福山 守君	藤井比早之君
藤丸 敏君	藤原 崇君
船田 元君	古川 康君
古川 禎久君	古田 圭一君
古屋 圭司君	星野 剛士君
細田 健一君	細田 博之君
堀井 孝君	堀内 詔子君
前川 恵君	前田 一男君
牧島かれん君	牧原 秀樹君

松島みどり君	松野 博一君
松本 純君	松本 剛明君
松本 文明君	松本 洋平君
三ッ林裕巳君	三ッ矢憲生君
三原 朝彦君	御法川信英君
宮内 秀樹君	宮川 典子君
宮腰 光寛君	宮崎 政久君
宮澤 博行君	宮路 拓馬君
宮下 一郎君	武藤 容治君
務台 俊介君	宗清 皇一君
村井 英樹君	村上誠一郎君
望月 義夫君	茂木 敏充君
盛山 正仁君	森 英介君
森山 裕君	八木 哲也君
保岡 興治君	築 和生君
山際大志郎君	山口 俊一君
山口 泰明君	山口 壯君
山下 貴司君	山田 賢司君
山田 美樹君	山本 公一君
山本 幸三君	山本 拓君
山本ともひろ君	山本 有二君
吉川 貴盛君	吉野 正芳君
義家 弘介君	和田 義明君
若狭 勝君	若宮 健嗣君
渡辺 孝一君	渡辺 博道君
赤羽 一嘉君	井上 義久君
伊佐 進一君	伊藤 涉君
石井 啓一君	石田 祝稔君
稲津 久君	上田 勇君
浮島 智子君	漆原 良夫君
江田 康幸君	大口 善徳君
太田 昭宏君	岡本 三成君

北側 一雄君	國重 徹君
奥水 恵一君	佐藤 茂樹君
佐藤 英道君	斉藤 鉄夫君
高木美智代君	高木 陽介君
竹内 譲君	角田 秀穂君
遠山 清彦君	富田 茂之君
中川 康洋君	中野 洋昌君
濱地 雅一君	濱村 進君
樋口 尚也君	古屋 範子君
真山 祐一君	榊屋 敬悟君
吉田 宣弘君	足立 康史君
井上 英孝君	伊東 信久君
浦野 靖人君	遠藤 敬君
小沢 鋭仁君	河野 正美君
木下 智彦君	椎木 保君
下地 幹郎君	谷畑 孝君
馬場 伸幸君	松浪 健太君
丸山 穂高君	吉田 豊史君
小泉 龍司君	仲里 利信君
長崎幸太郎君	武藤 貴也君

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。金子恵美君。

〔金子恵美君登壇〕

○金子恵美君 民進党の金子恵美です。

私は、民進党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案の参議院回付案について、反対の立場から討論を行います。(拍手)

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案、いわゆるカジノ法案には、国会議員のみならず、国民の皆様、有識者、マスコミ等からさまざまな意見が出されています。

主な論点を列挙すると、この法案の賭博性の違法性阻却のための確認が不十分であること、入場料と納付金の規定が、徴収することができると、できる規定になっていること、カジノによる経済効果が公正な論点からされていないこと、マネーロンダリング対策が十分でないこと、カジノ施設周辺の治安対策をどうするかということ、ギャンブル依存症対策をどう実施するか等々であり、それ以外にも数多くの問題点が指摘されています。

国のあり方、社会のあり方さえ変えてしまう可能性のある、このような多くの問題のあるカジノ法を成立させるためだけに会期が延長されたことに怒りを感じております。

この問題点を徹底的に議論することが国会に与えられた使命です。

ところが、衆議院内閣委員会でのカジノ法案の審議時間は、わずか五時間三十三分にすぎませんでした。これだけ重要な法案の審議が、わずか五時間三十三分で議論できるわけはありません。賛成票を投じた方々は、このことをどのように考えているのでしょうか。見識を疑います。

参議院内閣委員会では、批判の高まりを受け、ようやく参考人質疑を含めた十六時間程度の審議を行い、法案の中にギャンブル依存症対策などの文言を加えるなどの修正が行われました。

しかし、問題点が解明されたとは到底思えません。なぜ問題点を無視したまま採決を急ぐのでしょうか。全く理解できません。

以下、問題点を述べたいと思います。
まずは、賭博性の違法性が阻却されるのかとの問題です。

この問題が明確にならない限り、カジノ法案はそもそも違法な法案となつてしまします。しかし、衆議院 参議院の委員会や本会議での質疑等を聞いても、その問題が解決されたとは到底思えません。

賭博性の違法性が阻却されるためには、目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止、以上八つの要件がクリアにならなければなりません。過去の委員会等の議論でそれは明確になつております。

なぜ、これら八つの要件をクリアさせることをこの法案に書き込まなかつたのでしょうか。違法性阻却のために十分に対応するべき旨を明確に法案に書き込むべきでした。違法であるという可能性のある法案を成立させることは、絶対に許せません。

次に、ギャンブル依存症の問題です。
多種多様な公営賭博が存在する日本において、ギャンブル依存症が疑われている人は五百三十万人余りもいると推定され、二〇二三年の調査で

は、成人男性の八・八％、成人女性の一・八％が病的賭博であると言われています。これは、日本が既にギャンブル大国であることを示しています。賭博を理由とした多重債務、失業、自殺、犯罪の誘発など、これら社会的コストは多大なる額に上ります。

カジノ法案に賛成の方々の中には、本法案等が成立することにより、カジノの収益によってギャンブル依存症対策を推進することができると言われますが、ギャンブル依存症対策をカジノ収益で行うのは、余りにも本末転倒です。また、カジノの収益から充てるのでは遅過ぎます。

そもそも、ギャンブル依存症対策を言うのであれば、わずか年間五億円程度しかない依存症対策予算を充実させることが必要ではないでしょうか。また、効果的なギャンブル依存症対策を早急に策定し、実施するべきです。

次に、経済効果についてです。
カジノ法案の立法目的には、経済の活性化が挙げられています。また、賛成派の方々は、シンガポールのカジノ施設を例に出し、カジノ施設を建設し、運営を行うことによる経済効果は多大なものがあると主張しています。

また、安倍総理も、過去、シンガポールのカジノを視察したことに触れ、観光振興や地域振興、産業振興に資することが大いに私は期待されると思つたと述べ、日本の成長戦略の大きな目玉の一つになり得ると表明していました。

しかし、アメリカのアトランティックシティ、マカオ、韓国などのカジノでは、減収や撤退が見られ、自治体の人口が減少したり、多額の損失をこうむつたという調査結果も存在してい

ます。

本来であれば、経済効果については、プラス面からの試算だけではなく、経済的なマイナス要因の可能性についても客観的に検証するべきです。これらの検証なくして、経済効果があると主張することはいかなるものでしょうか。

カジノ建設による建設業への直接的な経済効果はあるのではという声もあります。しかし、安倍総理が進めている国土強靱化計画による公共事業の大規模な実施、二〇二〇年オリンピックを見据えたホテル建設のラッシュ等により、建設業界は恒常的な人手不足に陥っており、資材や人件費も高騰しています。

ここで、私が声を大にして言いたいことは、東日本大震災、原発事故や熊本地震等からの復興を忘れないでいただきたいということです。大規模なカジノを建設することにより、一層の人手不足、資材不足が起こることは容易に想像されます。被災地の復興に全く影響がないとは言いが切れません。

TPPでもない、年金カット法でもない、カジノ法でもない、強行採決している場合ではない、復興に向けてしっかりと取り組みをしてほしい。それが被災地からの声です。その声が与党の皆様には聞こえていますか。

治安対策も重要な問題です。

諸外国の例を見ても、カジノあるところには、反社会的な団体の影が見られます。今後、カジノ営業を行う事業主体については、反社会的な団体を排除するための制度が整備されると言われておりますが、直接的に事業主体として参入し得なくても、事業主体に対する出資や、事業主体からの

委託先や下請への参入等は十分可能と思われるです。

このように、反社会的な団体が関与すること、カジノ施設の周辺地域の治安が悪化し、周辺住民等に被害が及ぶ危険性も否定できません。今まで述べたように、この法案の抱えている問題点は山積しています。問題点について徹底的に議論を行うべきです。これらの問題点が解決されないまま、国民の皆様の不安な声を無視し、カジノ法案が成立することは、絶対にあつてはならないことだということを申し上げ、そしてまた、強行採決を繰り返す政権与党に抗議を申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(大島理森君) 島津幸広君

(島津幸広君登壇)

○島津幸広君 私は、日本共産党を代表して、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案、いわゆるカジノ解禁推進法案の回付案に断固反対の討論を行います。(拍手)

この法案は、刑法で禁じられている賭博を合法化するという、国のあり方を大転換する法律です。どの世論調査でも反対が賛成を大きく上回り、マスコミ各紙も拙速な審議に反対、批判している中、会期延長のどきどきに紛れ、衆議院内閣委員会に突如持ち出されてきました。

議員立法であるにもかかわらず、与野党合意のないまま委員長職権で強引に審議入りをし、衆議院ではわずか五時間三十三分という短時間、十分な審議がなされないまま強行されたのです。

こうした強引、乱暴な運営の結果、参議院で修正せざるを得なくなつたわけで、この事態を生んだ自民、公明、維新各党の責任は極めて重大で

す。さらに、会期の再延長までして何が何でも押し通そうとする暴挙を重ねるやり方に厳しく抗議をいたします。

日本の歴史上初めて民営賭博を合法化しようというこの法律案は、修正しても、何らその本質が変わるものではありません。

カジノ解禁は何をもたらすのか。推進議連がまとめたカジノを含むIRの実現、実施に関する基本的な考え方の中でも、社会的関心事への対応として挙げているのは、暴力団組織の介入や犯罪の温床になること等を断固排除する、あるいは、マネーロンダリングを防止する、地域風俗環境悪化、公序良俗の乱れを防止する、青少年への悪影響を防止する、賭博依存症患者の増大を防止し、その対策のための機関を創設するなど、カジノによるさまざまな害悪を認めているわけです。

これらの対策、カジノの規制策について法案提出者は、政府が実施法の段階で適切に決めるという答弁を連発しました。法案施行後一年を目途に政府の責任で決める実施法に、まさに丸投げをしているのです。カジノ解禁だけを先に決め、多くの国民が心配していることに何もともに答えていません。

参議院での修正で、ギャンブル依存症等の防止について明示するなどしていますが、ここでも、具体的にどのような対策をとるのかは何も明らかになっていません。このこと一つとってみても、この法案は廃案にすべきです。

賭博は、なぜ禁止されてきたのか。それは、人々をギャンブル依存にし、仕事を怠けさせ、かけるお金欲しさに窃盗、横領などの犯罪まで誘発して、公序良俗を害するからです。そして、賭博

が横行すれば、まともな経済活動も阻害されるからです。

既に日本は、世界最悪のギャンブル依存大国です。二〇一四年八月に厚生労働省の研究班が公表した調査報告では、日本のギャンブル依存症患者は五百三十六万人。これは、成人人口の二十一人に一人に上る数です。

WHOによれば、依存症とは、ギャンブル行動を繰り返すことで生ずる脳の機能障害だとされています。行動による刺激が積み重なることによって、症状に見舞われ、悪化していくのです。

最善の依存症対策は、そうした行動を引き起こさないこと、ギャンブルをさせないことです。

カジノは、他のギャンブルと比べ依存症に誘導する危険が非常に高い、略奪的ギャンブルと呼ばれる賭博です。IR型カジノは、アメリカのラスベガスモデルとして、現在、世界各地で導入が進められています。そこで導入される米国型の商業カジノは、収益極大化を目指して、依存状態に誘導するテクニックを凝縮させたものです。

その手法は、時計も窓もない空間や刺激的な音楽等の演出で、独自の陶酔感をつくり出します。そして、短時間でのかけを繰り返し延々と続けさせ、大金を得る快感と失う喪失感を交互に味わわせることで、脳内に物質的依存症と同じ状態をつくり出す、あり金なくなるまでかけさせるというものです。

カジノは、パチンコと比べても桁違いに刺激性の高いギャンブルです。カジノを解禁したなら、依存症患者が急増するのは火を見るよりも明らかです。カジノで依存症患者をふやし、莫大な公費、そしてカジノの上がりまでも使ってその対策

をしないと云います。まさにマッチポンプ。カジノを解禁しないことこそ、一番の依存症対策です。さらに心配なのは、青少年への影響です。

提出者は、IRは国際会議場やホテル、レジャー施設など複合的な施設の一角にカジノがあるだけ、カジノの割合はほんの少し、三％にすぎないなどと言っています。しかし、そこそ大問題ではありませんか。家族連れで行くところにカジノがある。青少年が賭博場に触れ、育つたなら、どんな影響が出るのか。

今でも、脱法ハーブや脱法ドラッグだけでなく、たばこやゲーム機、スマートフォンへの依存も含め、依存症という問題は、青少年に広範な影響を及ぼしています。こうした問題の解決のないまま、さらにカジノを合法化するようでは、真面目にこつこつと課題に取り組もう、真面目に働こうという教育などは、全くの絵そらごとになってしまします。

カジノ解禁が経済成長の起爆剤、成長戦略の目玉といった議論もあります。新たな付加価値を生み出すわけでもない賭博が、なぜ経済対策となり得るのか。

カジノで雇用や税収が一時的にふえるかもしれない。しかし、そのふえた何倍もの人が、人生を賭博によって崩壊させられるのです。賭博で負けたお金、人の不幸で成り立つ成長戦略など言語道断、退廃のきわみです。

カジノ産業は、今や、世界でもアジアでも、陰りを見せている斜陽産業となっています。カジノに依存するまちづくりの危険性は、アメリカで今頭者にあらわれています。

ラスベガスと並んでカジノの町の象徴とされたアトランティックシティでは、次々とカジノが倒産、三分の一が消滅する状態で、雇用で二五％、税収で一九％も減少しています。

カジノの設置で、既存の産業や商業が破壊され、地域循環型経済やコミュニティの崩壊が進んでいるのです。

観光の振興に期待する議論もあります。しかし、リゾート地や温泉場にカジノができたらどうなるのか。外国の例を見ても、売春組織や闇金融は排除できません。それまで守ってきた観光資源が台なしとなり、風光明媚な町が賭博の町となり、一旦壊れたイメージは取り返せません。

地域経済活性化のために、本来の地域の資源、観光資源を生かす道こそ、知恵と力を集中すべきです。

賭博禁止の理由の一つに、国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれが挙げられています。賭博は、経済成長どころか、経済成長の重大な妨げとなるものです。

カジノ解禁推進法案は、まさに国を滅ぼしかねない希代の悪法と言わなければなりません。多くの国民の不安に応えず、圧倒的多数の反対を押しのけて民間賭博、カジノを解禁するのなら、取り返しのつかない大きな禍根を残すことになりす。まさに、百害あつて一利なし。この法案は、廃案にするしかありません。

以上、反対討論を終わります。(拍手)
○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

平成二十八年十二月十五日 衆議院會議録第十九号

ウイルス性肝硬変・肝がん患者の療養支援、B型肝炎ウイルス排除治療等の研究・開発促進、肝炎ウイルス検診の推進に関する請願外七十四請願 委員会の閉会中審査に関する件

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意することに決まりました。

請願日程 ウイルス性肝硬変・肝がん患者の療養支援、B型肝炎ウイルス排除治療等の研究・開発促進、肝炎ウイルス検診の推進に関する請願外七十四請願

○議長(大島理森君) 請願日程、ウイルス性肝硬変・肝がん患者の療養支援、B型肝炎ウイルス排除治療等の研究・開発促進、肝炎ウイルス検診の推進に関する請願外七十四請願を一括して議題といたします。

〔報告書は会議録追録(一)に掲載〕

○議長(大島理森君) 各請願は委員長の報告を省略して採択するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決まりました。

委員会の閉会中審査に関する件

○議長(大島理森君) お諮りいたします。

国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会を除く災害

対策特別委員会外八特別委員会から、閉会中審査をいたしたいとの申し出があります。

〔閉会中審査案件は本号末尾に掲載〕

○議長(大島理森君) 各委員会から申し出のあった案件中、まず、厚生労働委員会から申し出の第百八十九回国会、内閣提出、労働基準法等の一部を改正する法律案は、同委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、そのとおり決まりました。

次に、外務委員会から申し出の日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、国土交通委員会から申し出の官民連携事業の推進に関する法律案は、各委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、そのとおり決まりました。

次に、内閣委員会から申し出の歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案、安全保障委員会から申し出の領域等の警備に関する法律案、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法

律の一部を改正する法律案、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案及び第一線救急救命処置体制の整備に関する法律案、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会から申し出の公職選挙法の一部を改正する法律案、公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案及び平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案は、各委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、そのとおり決まりました。

次に、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会から申し出の政党助成法を廃止する法律案は、同委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、そのとおり決まりました。

次に、ただいま閉会中審査することに決まりました案件を除く他の案件について、各委員会において申し出のとおりに閉会中審査をするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決まりました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午前一時二十三分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	安倍	晋三君
財務大臣	麻生	太郎君
総務大臣	高市	早苗君
法務大臣	金田	勝年君
外務大臣	岸田	文雄君
文部科学大臣	松野	博一君
厚生労働大臣	塩崎	恭久君
農林水産大臣	山本	有二君
経済産業大臣	世耕	弘成君
国土交通大臣	石井	啓一君
環境大臣	山本	公一君
防衛大臣	稻田	朋美君
国務大臣	石原	伸晃君
国務大臣	今村	雅弘君
国務大臣	加藤	勝信君
国務大臣	菅	義偉君
国務大臣	鶴保	庸介君
国務大臣	松本	純君
国務大臣	丸川	珠代君
国務大臣	山本	幸三君

請願日程

(厚生労働委員会)

- 一 ウイルス性肝硬変・肝がん患者の療養支援、B型肝炎ウイルス排除治療薬等の研究・開発促進、肝炎ウイルス検診の推進に関する請願(原田義昭君紹介)(第三二二号)
- 二 筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治療の研究促進に関する請願(井上義久君紹介)(第七八一号)
- 三 同(稲津久君紹介)(第七八二号)
- 四 同(浦野靖人君紹介)(第七八三号)
- 五 同(大西健介君紹介)(第七八四号)
- 六 同(金子恵美君紹介)(第七八五号)
- 七 同(金子恭之君紹介)(第七八六号)
- 八 同(木原誠二君紹介)(第七八七号)
- 九 同(菊田真紀子君紹介)(第七八八号)
- 一〇 同(左藤章君紹介)(第七八九号)
- 一一 同(佐藤茂樹君紹介)(第七九〇号)
- 一二 同(重徳和彦君紹介)(第七九一号)
- 一三 同(高木美智代君紹介)(第七九二号)
- 一四 同(角田秀穂君紹介)(第七九三号)
- 一五 同(とかしきなおみ君紹介)(第七九四号)
- 一六 同(仲里利信君紹介)(第七九五号)
- 一七 同(丹羽雄哉君紹介)(第七九六号)
- 一八 同(西村明宏君紹介)(第七九七号)
- 一九 同(堀内照文君紹介)(第七九八号)
- 二〇 同(村岡敏英君紹介)(第七九九号)
- 二一 同(山井和則君紹介)(第八〇〇号)
- 二二 同(渡辺博道君紹介)(第八〇一号)
- 二三 同(荒井聰君紹介)(第八二八号)

- 二四 同(井出庸生君紹介)(第八二九号)
- 二五 同(今枝宗一郎君紹介)(第八三〇号)
- 二六 同(柿沢未途君紹介)(第八三一号)
- 二七 同(小宮山泰子君紹介)(第八三二号)
- 二八 同(後藤茂之君紹介)(第八三三号)
- 二九 同(照屋寛徳君紹介)(第八三四号)
- 三〇 同(中根康浩君紹介)(第八三五号)
- 三一 同(西村智奈美君紹介)(第八三六号)
- 三二 同(福田昭夫君紹介)(第八三七号)
- 三三 同(船田元君紹介)(第八三八号)
- 三四 同(星野剛士君紹介)(第八三九号)
- 三五 同(松本文明君紹介)(第八四〇号)
- 三六 同(秋葉賢也君紹介)(第八四一号)
- 三七 同(岡本充功君紹介)(第八四二号)
- 三八 同(上川陽子君紹介)(第八四三号)
- 三九 同(小松裕君紹介)(第八四四号)
- 四〇 同(興水恵一君紹介)(第八四五号)
- 四一 同(玉城デニー君紹介)(第八四六号)
- 四二 同(土井亨君紹介)(第八四七号)
- 四三 同(野田聖子君紹介)(第八四八号)
- 四四 同(初鹿明博君紹介)(第八四九号)
- 四五 同(桝屋敬悟君紹介)(第八五〇号)
- 四六 同(村井英樹君紹介)(第八五一号)
- 四七 同(あべ俊子君紹介)(第八五二号)
- 四八 同(竹内譲君紹介)(第八五三号)
- 四九 同(富田茂之君紹介)(第八五四号)
- 五〇 同(御法川信英君紹介)(第八五五号)
- 五一 同(宮崎政久君紹介)(第八五六号)
- 五二 同(郡和子君紹介)(第八五七号)
- 五三 同(高島修一君紹介)(第八五八号)
- 五四 同(中島克仁君紹介)(第八五九号)

- 五五 同(井坂信彦君紹介)(第二二五四号)
- 五六 同(伊佐進一君紹介)(第二二五五号)
- 五七 同(今津寛君紹介)(第二二五六号)
- 五八 同(高島修一君紹介)(第二二五七号)
- 五九 同(高橋千鶴子君紹介)(第二二五八号)
- 六〇 同(高橋ひなこ君紹介)(第二二五九号)
- 六一 同(阿部知子君紹介)(第二二六〇号)
- 六二 同(泉健太君紹介)(第二二六一号)
- 六三 同(江田康幸君紹介)(第二二六二号)
- 六四 同(木村弥生君紹介)(第二二六三号)
- 六五 同(北村誠吾君紹介)(第二二六四号)
- 六六 同(笹川博義君紹介)(第二二六五号)
- 六七 同(津村啓介君紹介)(第二二六六号)
- 六八 同(中谷真一君紹介)(第二二六七号)
- 六九 同(長尾敬君紹介)(第二二六八号)
- 七〇 同(長尾敬君紹介)(第二二六九号)
- 七一 同(長尾敬君紹介)(第二二七〇号)
- 七二 同(長尾敬君紹介)(第二二七一号)
- 七三 同(長尾敬君紹介)(第二二七二号)
- 七四 同(長尾敬君紹介)(第二二七三号)
- 七五 同(長尾敬君紹介)(第二二七四号)

各委員会閉会中審査申出案件
内閣委員会

- 一、国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案(岸本周平君外三名提出、第百八十九回国会衆法第一九号)
- 二、歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(今井雅人君外五名提出、第百八十九回国会衆法第三二号)
- 三、国家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十六名提出、第百九十四回国会衆法第一三三号)
- 四、国家公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十六名提出、第百九十四回国会衆法第一四四号)
- 五、公務員庁設置法案(大島敦君外十六名提出、第百九十四回国会衆法第一五五号)
- 六、政官接触記録の作成等に関する法律案(大島敦君外七名提出、第百九十四回国会衆法第二三三号)
- 七、性暴力被害者の支援に関する法律案(阿部知子君外六名提出、第百九十四回国会衆法第三八号)
- 八、公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出、第百九十四回国会衆法第五五号)
- 九、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(中川正春君外十一名提出、第百九十四回国会衆法第六〇号)

一〇、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(野田聖子君外五名提出、衆法第一二号) 一一、内閣の重要政策に関する件 一二、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件 一三、栄典及び公式制度に関する件 一四、男女共同参画社会の形成の促進に関する件 一五、国民生活の安定及び向上に関する件 一六、警察に関する件 総務委員会 一、放送法の一部を改正する法律案(逢坂誠二君外二名提出、第百八十九回国会衆法第一〇号) 二、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出、第百九十回国会衆法第五四号) 三、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件 四、地方自治及び地方税財政に関する件 五、情報通信及び電波に関する件 六、郵政事業に関する件 七、消防に関する件 法務委員会 一、民法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百八十九回国会衆法第六三号) 二、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、第百八十九回国会衆法第六四号)	三、人事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百九十回国会衆法第三三三号) 四、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号) 五、民法の一部を改正する法律案(井出庸生君外七名提出、第百九十回国会衆法第三七号) 六、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(西村智奈美君外六名提出、第百九十回国会衆法第五七号) 七、裁判所の司法行政に関する件 八、法務行政及び検察行政に関する件 九、国内治安に関する件 一〇、人権擁護に関する件 外務委員会 一、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号) 二、国際情勢に関する件 財務金融委員会 一、国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案(前原誠司君外三名提出、第百九十回国会衆法第三三三号) 二、格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案(古川元久君外三名提出、第百九十回国会衆法第一〇号)	三、消費税率の引上げの期日の延期及び給付付き税額控除の導入等に関する法律案(山尾志桜里君外四名提出、第百九十回国会衆法第五二二号) 四、財政に関する件 五、税制に関する件 六、関税に関する件 七、外国為替に関する件 八、国有財産に関する件 九、たばこ事業及び塩事業に関する件 一〇、印刷事業に関する件 一一、造幣事業に関する件 一二、金融に関する件 一三、証券取引に関する件 文部科学委員会 一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(平野博文君外三名提出、第百八十九回国会衆法第三四四号) 二、幼児教育振興法案(河村建夫君外四名提出、第百九十回国会衆法第五〇号) 三、チーム学校運営の推進等に関する法律案(福井照君外五名提出、第百九十回国会衆法第五九号) 四、文部科学行政の基本施策に関する件 五、生涯学習に関する件 六、学校教育に関する件 七、科学技術及び学術の振興に関する件 八、科学技術の研究開発に関する件 九、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件	厚生労働委員会 一、労働基準法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百八十九回国会衆法第六九号) 二、臨床研究法案(内閣提出、第百九十回国会衆法第五六号) 三、保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案(山尾志桜里君外七名提出、第百九十回国会衆法第二二二号) 四、労働基準法の一部を改正する法律案(井坂信彦君外十四名提出、衆法第四四号) 五、厚生労働関係の基本施策に関する件 六、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件 七、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件 農林水産委員会 一、農業者戸別所得補償法案(岸本周平君外五名提出、第百八十九回国会衆法第一三三号) 二、農地・水等共同活動の促進に関する法律案(岸本周平君外五名提出、第百八十九回国会衆法第一四四号) 三、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案(岸本周平君外五名提出、第百八十九回国会衆法第一五五号) 四、環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案(岸本周平君外五名提出、第百八十九回国会衆法第一六六号)
--	--	--	---

五、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(岸本周平君外五名提出、第百八十九回国会衆法第三二〇号) 六、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(岸本周平君外五名提出、第百八十九回国会衆法第三二〇号) 七、農林水産関係の基本施策に関する件 八、食料の安定供給に関する件 九、農林水産業の発展に関する件 一〇、農林漁業者の福祉に関する件 一一、農山漁村の振興に関する件 経済産業委員会 一、中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案(中根康浩君外六名提出、第百九十九回国会衆法第一一〇号) 二、分散型エネルギー利用の促進に関する法律案(奥野総一郎君外三名提出、第百九十九回国会衆法第三〇号) 三、熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(田島一成君外三名提出、第百九十九回国会衆法第三一〇号) 四、国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案(中根康浩君外三名提出、第百九十九回国会衆法第三二〇号)	五、エネルギー協同組合法案(福島伸享君外三名提出、第百九十九回国会衆法第三三〇号) 六、経済産業の基本施策に関する件 七、資源エネルギーに関する件 八、特許に関する件 九、中小企業に関する件 一〇、私的独占の禁止及び公正取引に関する件 一一、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件 国土交通委員会 一、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号) 二、官民連携事業の推進に関する法律案(佐田玄一郎君外三名提出、第百九十九回国会衆法第五八〇号) 三、国土交通行政の基本施策に関する件 四、国土計画、土地及び水資源に関する件 五、都市計画、建築及び地域整備に関する件 六、河川、道路、港湾及び住宅に関する件 七、陸運、海運、航空及び観光に関する件 八、北海道開発に関する件 九、気象及び海上保安に関する件 環境委員会 一、原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案(田嶋要君外三名提出、第百八十九回国会衆法第三二〇号) 二、環境の基本施策に関する件	三、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する件 四、循環型社会の形成に関する件 五、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件 六、公害の防止及び健康被害の救済に関する件 七、原子力の規制に関する件 八、公害紛争の処理に関する件 安全保障委員会 一、領域等の警備に関する法律案(大島敦君外十一名提出、第百九十九回国会衆法第四一〇号) 二、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(大島敦君外十一名提出、第百九十九回国会衆法第五一〇号) 三、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(大島敦君外十一名提出、第百九十九回国会衆法第六一〇号) 四、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律を廃止する法律案(高木義明君外十六名提出、第百九十九回国会衆法第七一〇号) 五、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止する法律案(高木義明君外十六名提出、第百九十九回国会衆法第八一〇号)	六、第一線救急救命処置体制の整備に関する法律案(青柳陽一郎君外六名提出、衆法第五五号) 七、国の安全保障に関する件 予算委員会 一、予算の実施状況に関する件 決算行政監視委員会 一、平成二十四年度一般会計歳入歳出決算 平成二十四年度特別会計歳入歳出決算 平成二十四年度国税収納金整理資金受払計算書 平成二十四年度政府関係機関決算書 二、平成二十四年度国有財産増減及び現在額 総計算書 平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書 三、平成二十四年度一般会計歳入歳出決算 平成二十五年度特別会計歳入歳出決算 平成二十五年度国税収納金整理資金受払計算書 平成二十五年度政府関係機関決算書 四、平成二十五年度国有財産増減及び現在額 総計算書 平成二十五年度国有財産無償貸付状況総計算書 五、平成二十六年度一般会計歳入歳出決算 平成二十六年度特別会計歳入歳出決算 平成二十六年度国税収納金整理資金受払計算書 平成二十六年度政府関係機関決算書 六、平成二十六年度国有財産増減及び現在額 総計算書
---	---	---	--

九、平成二十六年国府有財産無償貸付状況総計算書 一〇、平成二十七年一般会計歳入歳出決算 平成二十七年特別会計歳入歳出決算 平成二十七年国府有財産増減及び現在額総計算書 二、平成二十七年国府有財産無償貸付状況総計算書 三、昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算 四、平成二十七年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百九十四回国会、内閣提出) 五、平成二十七年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)(第百九十四回国会、内閣提出) 一六、歳入歳出の実況に関する件 一七、国有財産の増減及び現況に関する件 一八、政府関係機関の経理に関する件 一九、国が資本金を出資している法人の会計に関する件 二〇、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件 二一、行政監視に関する件	議院運営委員会 一、国会法等改正に関する件 二、議長よりの諮問事項 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項 災害対策特別委員会 一、災害対策に関する件 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 一、政党助成法を廃止する法律案(穀田恵二君提出、第百八十九回国会衆法第一号) 二、政治資金規正法の一部を改正する法律案(穀田恵二君提出、第百八十九回国会衆法第一七号) 三、公職選挙法の一部を改正する法律案(逢坂誠二君外七名提出、第百九十四回国会衆法第六一号) 四、公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(奥野総一郎君外五名提出、衆法第七号) 五、平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案(逢沢一郎君外九名提出、衆法第一三三号) 六、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 一、沖縄及び北方問題に関する件	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 一、北朝鮮による拉致問題等に関する件 消費者問題に関する特別委員会 一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件 科学技術・イノベーション推進特別委員会 一、科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件 東日本大震災復興特別委員会 一、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(野田佳彦君外九名提出、第百九十四回国会衆法第三九号) 二、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(野田佳彦君外五名提出、第百九十四回国会衆法第四〇号) 三、東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(野田佳彦君外五名提出、第百九十四回国会衆法第四一四号) 四、東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分円滑化に関する法律案(野田佳彦君外五名提出、第百九十四回国会衆法第四二二号) 五、東日本大震災復興の総合的な対策に関する件 原子力問題調査特別委員会 一、原子力問題に関する件 地方創生に関する特別委員会 一、地方創生の総合的な対策に関する件	〇議長の報告 (議決通知) 一、昨十四日、本院は、国会の会期を十二月十五日から十七日まで三日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。 (通知書受領) 一、昨十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律 一、昨十四日、伊達参議院議長から大島議長宛て、参議院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。 内閣委員会 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査 総務委員会 一、行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査 法務委員会 一、法務及び司法行政等に関する調査 外交防衛委員会 一、外交、防衛等に関する調査 財政金融委員会 一、財政及び金融等に関する調査 文教科学委員会 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査 厚生労働委員会 一、社会保障及び労働問題等に関する調査 農林水産委員会 一、農林水産に関する調査
--	---	---	--

經濟産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、平成二十七年一般会計歳入歳出決算、平成二十七年特別会計歳入歳出決算、平成二十七年国税収納金整理資金受払計算書、平成二十七年政府関係機関決算書

二、平成二十七年国国有財産増減及び現在額総計算書

三、平成二十七年国国有財産無償貸付状況総計算書

四、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する特別委員会に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

一、政府開発援助等に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関する特別委員会に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

国際経済・外交に関する調査会

一、国際経済・外交に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

一、国民生活・経済に関する調査

資源エネルギーに関する調査会

一、原子力等エネルギー・資源に関する調査

一、昨十四日、郷原参議院事務総長から向大野事務総長宛て、参議院は事務総長に郷原悟君を選挙した旨の通知書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

高木 宏壽君

山口 泰明君

木内 均君

新谷 正義君

新谷 正義君

山口 泰明君

法務委員

辞任

補欠

安藤 裕君

辻 清人君

石川 昭政君

堀井 学君

外務委員

辞任

補欠

佐々木 紀君

白須賀貴樹君

財務金融委員

辞任

補欠

竹本 直一君

國場幸之助君

文部科学委員

辞任

補欠

下村 博文君

古田 圭一君

島田 佳和君

厚生労働委員

辞任

補欠

木原 誠二君

白須賀貴樹君

小倉 将信君

農林水産委員

辞任

補欠

前川 恵君

大隈 和英君

經濟産業委員

辞任

補欠

佐々木 紀君

白石 徹君

青山 周平君

青山 周平君

鬼木 誠君

環境委員

辞任

補欠

井上 貴博君

白石 徹君

前川 恵君

長坂 康正君

古田 圭一君

宮路 拓馬君

安全保障委員

辞任

補欠

小林 鷹之君

岩田 和親君

予算委員

辞任

補欠

野中 厚君

國重 徹君

八木 哲也君

角田 秀穂君

決算行政監視委員

辞任

補欠

鈴木 馨祐君

西川 公也君

青山 周平君

鬼木 誠君

佐々木 紀君

白石 徹君

長坂 康正君

宮路 拓馬君

古田 圭一君

井上 貴博君

前川 恵君

白石 徹君

岩田 和親君

小林 鷹之君

八木 哲也君

角田 秀穂君

野中 厚君

國重 徹君

斎藤 洋明君

岡下 昌平君

西川 公也君

鈴木 馨祐君

斎藤 洋明君

岡下 昌平君

西川 公也君

鈴木 馨祐君

斎藤 洋明君

岡下 昌平君

西川 公也君

鈴木 馨祐君

斎藤 洋明君

岡下 昌平君

西川 公也君

鈴木 馨祐君

斎藤 洋明君

岡下 昌平君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

鬼木 誠君 佐々木 紀君

助田 重義君 八木 哲也君

瀬戸 隆一君 工藤 彰三君

長尾 敬君 岡下 昌平君

岡下 昌平君 長尾 敬君

工藤 彰三君 瀬戸 隆一君

佐々木 紀君 鬼木 誠君

八木 哲也君 助田 重義君

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

山口 泰明君 今野 智博君

今野 智博君 山口 泰明君

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

井上 貴博君 大串 正樹君

鴨下 一郎君 八木 哲也君

田畑 裕明君 佐々木 紀君

前川 恵君 和田 義明君

大串 正樹君 井上 貴博君

佐々木 紀君 田畑 裕明君

八木 哲也君 鴨下 一郎君

和田 義明君 前川 恵君

科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任

補欠

大隈 和英君 宮川 典子君

宮川 典子君 大隈 和英君

原子力問題調査特別委員

辞任

補欠

白石 徹君 若狭 勝君

若狭 勝君 白石 徹君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、昨十四日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法審査会委員

辞任

補欠

大塚 高司君 野中 厚君

佐々木 紀君 助田 重義君

辻 清人君 宮路 拓馬君

山際大志郎君 古田 圭一君

助田 重義君 佐々木 紀君

野中 厚君 大塚 高司君

古田 圭一君 山際大志郎君

宮路 拓馬君 辻 清人君

(議案提出)

一、昨十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。
内閣委員長秋元司君解任決議案(緒方林太郎君外三名提出)
議院運営委員長佐藤勉君解任決議案(小山展弘君提出)
衆議院議長大島理森君不信任決議案(泉健太君提出)
安倍内閣不信任決議案(枝野幸男君外三名提出)
(議案受領)
一、昨十四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
特定土砂等の管理に関する法律案
土地の掘削等の規制に関する法律案

土砂等の置場の確保に関する法律案

生活保護法の一部を改正する法律案

当せん金付証券法の一部を改正する法律案

競馬法の一部を改正する法律案

自転車競技法の一部を改正する法律案

小型自動車競走法の一部を改正する法律案

モータースポーツ競走法の一部を改正する法律案

スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案

母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案

違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案

国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律案

会計検査院法の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第一〇一号)

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第一〇二号)

独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び業務の見直しに関する法律案

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案

地域再生法の一部を改正する法律案

まち・ひと・しごと創生法を廃止する法律案

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案

雇用保険法の一部を改正する法律案

地方法人税の廃止に関する法律案

社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案

産業競争力強化法の一部を改正する法律案

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

(委員会審査省略要求書受領)

一、昨十四日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
内閣委員長秋元司君解任決議案
議院運営委員長佐藤勉君解任決議案
衆議院議長大島理森君不信任決議案
安倍内閣不信任決議案
枝野幸男君外三名

(回付議案受領)

一、昨十四日、参議院から回付された本院提出案は次のとおりである。
特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(第百八十九回国会衆法第二〇号)
(議案通知書受領)
一、昨十四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(第百九十四回国会内閣提出、本院継続審査)

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条により回付する。

平成二十八年十二月十四日

参議院議長 伊達 忠一
衆議院議長 大島 理森殿

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び―は修正)

(カジノ施設の設置及び運営に関する規制)

第十条 政府は、カジノ施設の設置及び運営に関し、カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

一 カジノ施設において行われるゲームの公正性の確保のために必要な基準に関する事項
二 カジノ施設において用いられるチップその他の金銭の代替物の適正な利用に関する事項

三 カジノ施設関係者及びカジノ施設の入場者から暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者を排除するために必要な規制に関する事項

四 犯罪の発生の予防及び通報のためのカジノ施設の設置及び運営をする者による監視及び防犯に係る設備、組織その他の体制の整備に関する事項

五 風俗環境の保持等のために必要な規制に関する事項

六 広告及び宣伝の規制に関する事項

七 青少年の保護のために必要な知識の普及その他の青少年の健全育成のために必要な措置に関する事項

八 カジノ施設の入場者がカジノ施設を利用したことに伴い、○ギャンブル依存症等の悪影響を受けることを防止するために必要な措置に関する事項

2 政府は、前項に定めるもののほか、外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設に入場することができる者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(見直し)

2 この法律の規定及び第五条の規定に基づく措置については、この法律の施行後五年以内を目途として、必要な見直しが行われるべきものとする。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番五号 独立行政法人国立印刷局	東京港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇円	一八円